

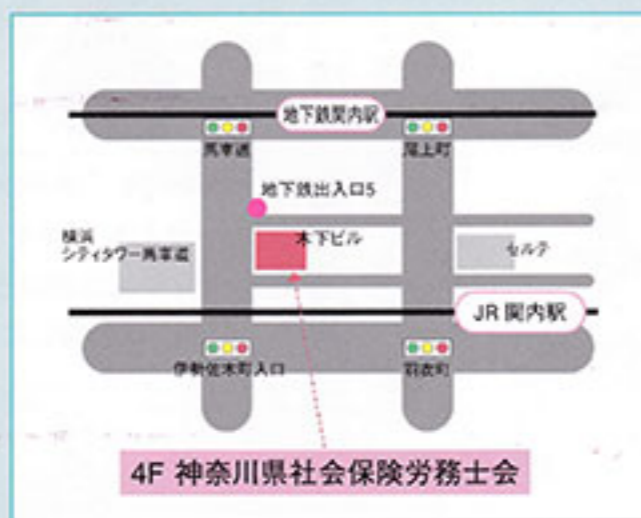
●社会保険労務士とは

社会保険労務士は、労働社会保険諸法令に精通し、労務管理その他労働社会保険に関する指導を行う国家資格者です。

私たちは、企業ごとにきめ細かな労務管理のコンサルティングを行い、企業の経営者と労働者の皆様の間に円満な関係を構築・維持し、生き生きと働くことができ、生産性が高まる職場づくりのお手伝いをしています。信頼できる身近なアドバイザーとして、お気軽にご相談ください。

●特定社会保険労務士とは

特定社会保険労務士は、労働問題の専門家である社会保険労務士が、さらにADR（裁判外紛争解決手続）に関する研修を終了し、かつ、国家試験に合格したADRの専門家です。豊富な経験と知識で依頼者（経営者もしくは労働者）の皆様へ代わってADRの手続を行い、トラブルを解決します。



☀ 神奈川県社会保険労務士会

〒 231-0016 神奈川県横浜市中区真砂町 4丁目 43 番地 木下商事ビル 4F
TEL : 045-640-0245 FAX : 045-662-9220
URL <http://www.kanagawa-sr.or.jp/>

法務大臣による裁判外紛争解決手続の認証制度



法務大臣認証 第41号 厚生労働大臣指定 第12号

職場のトラブルを 円満に解決しませんか？

社労士会労働紛争解決センター神奈川



☀ 神奈川県社会保険労務士会